諮問庁：防衛大臣
諮問日：令和８年４月１４日（令和８年（行情）諮問第４８１号）
答申日：令和８年１０月２８日（令和８年度（行情）答申第７１８号）
事件名：補正依頼の実施に係る「適宜の様式」に該当する文書の不開示決定（不存在）に関する件

答　申　書

第１　審査会の結論

別紙に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第２　審査請求人の主張の要旨

１　審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）３条の規定に基づく開示請求に対し、令和２年５月７日付け防官文第６９４９号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

２　審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

不開示決定の取消し。

改めて関連部局を探索の上、発見に努めるべきである。

第３　諮問庁の説明の要旨

１　経緯

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書の保有を確認することができなかったことから、令和２年５月７日付け防官文第６９４９号により、法９条２項の規定に基づき、文書不存在による不開示決定処分（原処分）を行った。

本件審査請求は、原処分に対して提起されたものである。

なお、本件審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約５年１１か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要したものである。

２　本件対象文書の保有の有無について

本件対象文書については、該当する行政文書を作成しておらず、保有を確認することができなかったことから、文書不存在につき不開示とした。

３　審査請求人の主張について

審査請求人は、「改めて関連部局を探索の上、発見に努めるべきである」として、原処分の取消しを求めるが、上記２のとおり、本件対象文書については作成しておらず、所要の探索を行ったにもかかわらず保有を確認できなかったことから、不存在につき開示としたものであり、本件審査請求を受けて念のため所要の探索を行ったが、再度の探索においても保有を確認できなかった。

よって、審査請求人の主張には理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第４　調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

①　令和８年４月１４日　　諮問の受理
②　同日　　諮問庁から理由説明書を収受
③　同年１０月７日　　審議
④　同月２１日　　審議

第５　審査会の判断の理由

１　本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、これを保有していないとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分は妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

２　本件対象文書の保有の有無について

（１）本件対象文書の保有の有無について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア　本件開示請求書の記載及び添付資料から、本件対象文書は、大臣官房文書課公文書監理室（以下「情報公開室」という。）における防衛省本省の情報公開に関する訓令（平成１３年防衛庁訓令第３９号。以下「本件訓令」という。）１１条に規定する補正依頼に係る様式に関する文書であると解した。

イ　当該補正依頼に関して定められた様式は存在せず、情報公開室においては、本件訓令１１条に規定する補正依頼について開示請求者に対する電話又はＦＡＸ等によって実施しており、そのため、本件対象文書に該当する文書は作成しておらず保有していないとして原処分を行った。

ウ　本件審査請求を受け、関係部署において念のため改めて探索を行ったものの、本件対象文書の存在は確認できなかった。

（２）そこで検討するに、上記（１）アにおける本件対象文書の特定方法に

ついて問題はなく、本件対象文書に該当する文書を作成していないとする上記（１）イの諮問庁の説明にも、不自然又は不合理な点は認められない。

また、上記（１）ウの探索範囲等も不十分であるとはいえず、審査請求人において本件対象文書に該当する文書が存在するという具体的な根拠に関する主張等もないことからすると、防衛省において、本件対象文書を保有しているとは認められない。

３　付言

本件は、審査請求から諮問までに約５年１１か月が経過しており、諮問庁の説明を考慮しても、「簡易迅速な手続」による処理とはいい難く、また、審査請求の趣旨及び理由に照らしても、諮問を行うまでに長期間を要するものとは考え難い。

諮問庁においては、今後、開示決定等に係る審査請求事件における処理に当たって、迅速かつ的確な対応が望まれる。

４　本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有してないとして不開示とした決定については、防衛省において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

（第２部会）

委員　武藤京子、委員　佐藤郁美、委員　寺田麻佑

別紙（本件対象文書）

補正依頼の実施に当たり「適宜の様式」（「情報公開ハンドブック（業務処理要領編）」（大臣官房文書課　平成２９年１０月版）１１頁）に該当するもの全て。【裏面をご参照下さい】